

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等のご請求について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

2022年9月13日付プレスリリースにて、新型コロナウイルス感染症による入院の特別取扱について、2022年9月26日(月)以降のお支払いの対象を以下のとおり見直す旨ご連絡しておりますが、入院給付金等のご請求にあたり以下の内容をご確認ください。

【入院給付金等のお支払い対象】

2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

※2022年9月25日(日)以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

1.入院給付金のお支払対象となる期間について

○入院給付金のお支払いの対象となる期間は、以下のとおりです。

- ・宿泊施設または自宅での療養の場合

「PCR検査等で陽性と診断された日(※1)」から「厚生労働省の定める解除基準(※2)に該当した日」まで

(※1)濃厚接触者と指定された方が有症状となり、PCR検査等を経ずに臨床症状を踏まえて医師より罹患の確定診断を受けた場合は、その診断を受けた日からとなります。

(※2)厚生労働省の定める解除基準については以下をご確認ください。(2022年9月22日時点)
厚生労働省の定める以下①または②に該当した場合に療養解除となります。(※3)

有症状者	①発症日から <u>7日間</u> 経過し、かつ、症状軽快後24時間経過 ②現に入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過
無症状者	①検体採取日から <u>7日間</u> 経過 ②検体採取日から5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日間経過

(※3)療養解除の取扱基準は今後見直される場合があります。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」より

2. 入院給付金のご請求対象となる条件・ご請求時の必要書類について(陽性診断日が2022年9月26日(月)以降の方)

(1)ご請求対象となる条件(陽性診断日が2022年9月26日(月)以降の方)

○新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、以下に該当するお客様

医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、厚生労働省が定める重症化リスクが高いとされる以下のお客様

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬(※4)の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

(※4) 厚生労働省が定める以下の治療薬となります。(2022年9月22日時点)

ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ) ステロイド薬 ゼビュディ(ソトロビマブ)

トシリズマブ パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)

バリシチニブ ラゲブリオ(モルヌピラビル) ベクルリー(レムデシビル)

カロナールやロキソニン等の解熱・鎮痛薬や市販の風邪薬は、新型コロナ治療薬には含まれません。

濃厚接触者として自宅等で待機した場合や、休業要請により自宅等で待機した場合等は、お支払いの対象となりません。

(2) ご請求時の必要書類(陽性診断日が2022年9月26日(月)以降の方)

必要書類									
「My HER-SYS」の画面(氏名・生年月日・HER-SYS ID・診断年月日があるもの) (※5)(※6)(※7) 上記がご準備できない場合は、以下(1)および(2)の書類でご請求ください。 (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書(被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの) または自治体の健康フォローアップセンター(※8)の受付結果(被保険者名の記載があるもの) (2) 区分に応じた以下追加資料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>追加資料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上の方</td><td>不要</td></tr> <tr> <td>投薬・酸素投与がある方</td><td>厚生労働省が定める治療薬(※4)のいずれかの投与、または酸素投与されていることがわかる診療明細書【コピー取扱可】</td></tr> <tr> <td>妊娠されている方</td><td>母子手帳のコピー(被保険者名・交付日がわかるページ)</td></tr> </tbody> </table>	区分	追加資料	65歳以上の方	不要	投薬・酸素投与がある方	厚生労働省が定める治療薬(※4)のいずれかの投与、または酸素投与されていることがわかる診療明細書【コピー取扱可】	妊娠されている方	母子手帳のコピー(被保険者名・交付日がわかるページ)	○新型コロナウイルス感染症による入院給付金のご請求について(9月26日以降診断日用) ○保険金・給付金等支払請求書
区分	追加資料								
65歳以上の方	不要								
投薬・酸素投与がある方	厚生労働省が定める治療薬(※4)のいずれかの投与、または酸素投与されていることがわかる診療明細書【コピー取扱可】								
妊娠されている方	母子手帳のコピー(被保険者名・交付日がわかるページ)								

(※5) 保健所・自治体から発行された「療養証明書」を既にお持ちの場合は、その「療養証明書」でご請求いただけます。

(※6) 療養期間が12日以上となった場合、上記に加えて既にお持ちの療養期間がわかる「療養証明書」(保健所・自治体・医療機関発行)をご提出いただく必要があります。

(※7) お客様自ら抗原検査キット等で検査し、陽性だったことを示す検査結果ではご請求いただけません。

(※8) 自治体ごとに名称が異なるため、お住いの自治体の名称をご確認ください。

なお、2022年9月22日時点での取扱いに基づき記載しており、今後法令の改正等により変更する可能性があります。